

2022年7月15日

株式会社 Triple R 御中  
(神奈川県不用品買取センター)

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー5階  
内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援かながわ  
TEL045-349-9729/FAX045-349-9267  
理事長 武井 一貴



### ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2022年4月8日付け「申入書のご返信」と題する書面を拝受いたしました。まずは、当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改訂をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

同書面に対する回答は以下のとおりですので、ご確認くださいますようお願いいたします。

敬具

## 第1 表示①について

1 表示①の問題点については、申入書記載のとおりですが、表示①を行う場合、不用品回収業者を利用したことがある者を対象とした適切な調査が行われる必要があり、利用の有無を調査することなく行ったイメージ調査は、表示①に対応した客観的な調査とはいえません。また、比較対象とした不用品買取業者の選定にあたり、インターネット検索のみの結果により、その上位に出現した事業者を比較対象事業者とする方法は、市場占有率が高いわけではなく SEO 対策によって上位に出現した事業者が含まれる可能性があるため、妥当な事業者の選定とはいえません。

2 貴社は、表示①の不当性解消のため、再度、貴社のウェブサイトを対象とした調査を行い、イメージ調査の結果として表示することを検討されております。

しかし、再度の調査に基づき、新たな表示をしたとしても、その表示の内容が客観的な調査に基づいていること、調査結果を正確かつ適正に引用していることとの要件を満たさなければ、表示の不当性を解消することにはなりません。従前の調査方法及びそれに基づく表示に問題がある以上、再度、同様の調査をしたとしても、表示の不当性が解消されるものではありませんし、現在も、表示①を継続している貴社のウェブサイトを対象として調査を行ったとしても、表示の不当性が解消されるものではありません。

また、再調査の結果をイメージ調査の結果として表示したとしても、表示①が客観的な調査に基づき、調査結果を正確かつ適正に引用しているものでないことに変わりはなく、表示の不当性は解消されません。

## 第2 表示②について

1 表示②、すなわち「業界最安値」「業界でも最安値」との表示は、全国の不用品買取業者の価格に比して最安であるとする表示であり、この表示内容が客観的な調査に基づくものであること、調査結果を正確かつ適正に引用していることが必要です。

2 貴社は、表示②の不当性解消のため、「同業者の HP を 10 社確認した結果」という文言を追加することを検討されております。

しかし、不用品買取業者 10 社のみを対象とする小規模な調査が、「業界最安値」「業界でも最安値」との表示に対応した客観的な調査とはいえません。

また、現在の表示に「同業者の HP を 10 社確認した結果」という文言を付記したとしても、表示②が客観的な調査に基づくものでなく、消費者を誤認させる表示であるこ

とに変わりはなく、表示の不当性は解消されません。

### 第3 表示③について

貴社は、表示③の不当性解消のため、「本日限定」という文言を削除することを検討されております。

表示③については、「本日限定」との記載を削除すれば、期間限定表示としての表示の不当性は解消されます。

### 第4 表示④について

- 1 二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い価格（以下「比較対象価格」という。）を併記して表示するものです。二重価格表示において、販売価格の安さを強調するために用いられた比較対象価格の内容について適正な表示が行われていない場合、例えば、そもそも当該価格が存在しない場合に架空の価格を設定して表示するなど、比較対象価格に用いる価格が虚偽のものである場合、不当表示に該当します。
- 2 貴社は、表示④の不当性解消のため、通常価格のみ表示するという対応を検討されております。

通常価格のみ表示するという貴社の対応が、表示③と表示④を併記せず、「通常価格」との文言を削除するものであるとすれば、二重価格表示の問題は生じません。

以上